

豊島区国民健康保険条例の一部改正について

1. 改正理由

国民健康保険法第72条の3の3において、国民健康保険法施行令及び条例の定めるところにより、出産被保険者の産前産後期間の保険料減額に関する規定が新設されたことから、区の国民健康保険条例に出産被保険者の保険料の減額規定を整備する。

2. 改正内容

豊島区国民健康保険条例を以下の通り改正する。

条番号	項目	説明
【新設】 第19条の5 第24条の4	減額する保険料	出産被保険者に係る所得割額及び均等割額について、産前産後期間相当分の保険料を減額する
	産前産後期間	出産予定日（または出産日）の属する月の前月から翌々月までの4か月相当分 ただし、多胎妊娠の場合は出産予定日（または出産日）の属する月の3月前から翌々月までの6か月相当分
【改正】 第14条の3 第15条の8 第15条の9 第15条の16 第16条 第19条	減額する額	従前の所得割額及び均等割額の12分の1の額に、産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
	届出	出産予定日の6月前から行うことができる
	職権による減額	届出がなくても区が出産の事項を確認し職権で保険料を減額できる
【改正】 第15条 第19条の2	規程の整備	地方税法改正による条ずれを改める

3. 施行期日

令和6年1月1日

4. スケジュール

- 5月19日 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」公布
- 11月7日 国民健康保険運営協議会に諮問、答申
- 12月 広報としま、区ホームページに掲載
チラシ配布（国民健康保険課・区民事務所等）